

さより二そうびき機船びき網漁業の許可取扱方針

昭和45年8月25日制定

昭和56年8月25日一部改正

昭和57年7月30日最終改正

(目的)

第1 この方針は、青森県沖合海域さより二そうびき機船びき網漁業を営む者の許可の取扱について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

- (1) 所属漁業協同組合長の副申書
- (2) 共同漁業権漁場内で操業しようとする者は当該共同漁業権者の同意書
- (3) 使用漁具図(展開図(配置図))の仕様寸法を明確にしたもの
- (4) その他知事が必要と認める書類

(許可しない場合等)

第3 次の各号の一に該当する者は、許可しないことがある。

- (1) 過去1年間において、さより二そうびき機船びき網漁業および小型機船底びき網漁業の違反で検挙された者
- (2) 過去1年間において、悪質な漁業違反で検挙された者

(許可の対象者)

第4 許可の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

- 一 前年度において当該漁業の許可を受け誠実に操業した者
- 二 その他、知事が特に必要と認めた者

(許可の対象漁船)

第5 許可の対象漁船は、次のとおりとする。

- (1) 操業海域が陸奥湾以外の場合は、総トン数5トン未満の青森県知事の登録漁船
- (2) 操業海域を陸奥湾とする場合は、総トン数5トン未満及び推進機関の馬力数330キロワット(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の推進機関にあっては70馬力並びに昭和57年7月17日以前に登録を受けた推進機関にあっては35馬力)以下の青森県知事の登録漁船とする。

(操業区域)

第6 操業区域は、第2の(2)に定める漁業権者の同意のある共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除いた青森県沖合海域とする。

(許可の期間および操業期間)

第7 許可ならびに操業の期間は、許可の日から同年12月末日までとする。

(制限又は条件)

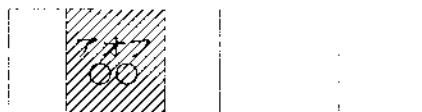
第8 この漁業を許可するにあたり次の各号に掲げる制限又は条件を付する。

- 使用する船びき網の浮子方の長さ（ぶち廻し）は、30メートル以下、片側のえい網の長さは30メートル以下、袖網の網丈は4メートル以下とする。
 - 二 第1種共同漁業権の内容となりうる定着性水産動植物を採捕したときは、ただちに海中に投棄すること。
 - 三 操業中浮子は常に海面上にあること。
 - 四 両袖網に結着された下（敷）網の先端が海底に接する場所にあっては操業しないこと。
 - 五 別記様式第1号による船体標識を表示すること。
- 2 前号以外に当該共同漁業権を管理する漁業権者が同意する内容に基づき制限または条件を付することがある。
- （許可番号の表示）

第9 許可番号の表示様式は次のとおりとする。

「アオフー〇〇」 （〇〇は許可番号の数字）

別記様式第1号



斜線部分は、両側面1メートル幅に緑色ペイントで塗装すること。許可番号の各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とし、白色ペイントで横書きとする。